

小田川付替事業環境影響評価技術検討委員会 規約

(総則)

第1条 この規約は、「中国地方整備局環境影響評価技術検討委員会設置要領」（平成13年10月1日付け国中整広計第25号・国中整港事第13号）第6条第2項の規定により、小田川付替事業環境影響評価技術検討委員会（以下「技術検討委員会」という。）の設置及び運営に関する必要な事項を定めるものである。

(組織)

第2条 技術検討委員会は、別紙の8名の委員をもって構成する。

2 委員会には、委員会の長（以下「委員長」という。）を置く。

3 委員長は、委員の互選によって選出し、技術検討委員会を総括する。

4 委員長に支障があるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代行する。

(技術的助言)

第3条 技術検討委員会は、小田川付替事業環境影響評価の手續に係る事項のうち、以下の事項について、環境影響評価担当事務所長（以下「事務所長」という。）の要請を受け技術的助言を行うものとする。

ア 環境影響評価方法書の作成

イ 環境影響評価の項目及び手法の選定

ウ 環境影響評価準備書の作成

エ 環境影響評価評価書（以下「評価書」という。）の作成

オ 免許等を行う者等の意見により補正した評価書の作成

カ その他環境影響評価の実施に必要な事項

なお、これ以外の事項についても、事務所長等から要請があった場合には、技術的助言を行うものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、原則として委嘱のあった日から環境影響評価法第二十七条の規定による当該事業に係る評価書の公告の日までとする。

(会議の招集)

第5条 技術検討委員会は、事務所長の要請を受け、委員長が招集する。

2 技術検討委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(事務局)

第6条 技術検討委員会の事務局は、岡山河川事務所に置き、事務局長は事務所長とする。

(委員長への委任)

第7条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附則

本規約は、平成23年8月31日から施行する。

(別紙)

小田川付替事業環境影響評価技術検討委員会 委員名簿

氏名	所属・役職	担当分野
うちだ かずこ 内田 和子	元岡山大学大学院 社会文化科学研究科 教授	景観、人と自然との触れ合いの活動の場
おくしま ゆういち 奥島 雄一	倉敷市立自然史博物館 学芸員	陸上昆虫類
かわら おさみ 河原 長美	岡山大学大学院 環境生命科学研究科 教授	水質、底生動物、廃棄物等
ささおか えいじ 笹岡 英司	元岡山大学大学院 環境学研究科 教授	大気質、騒音、振動
さとう くにやす 佐藤 國康	元川崎医科大学 教授	哺乳類、爬虫類、両生類、魚類
にしがき まこと 西垣 誠	岡山大学大学院 環境生命科学研究科 教授	地下水、地形及び地質、地盤沈下
はだ よしお 波田 善夫	岡山理科大学 学長	植物
まるやま けんじ 丸山 健司	日本野鳥の会 岡山県支部 支部長	鳥類

(敬称略 五十音順)